

## 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要

**【改正趣旨】** 三田市まちづくり基本条例に基づく附属機関である住民投票制度検討委員会及び監査のあり方等委員会が、このたび調査審議を終えたため、両附属機関を廃止するに当たり、標記条例の一部を改正しようとするもの。

**【関係法令】** 地方自治法第138条の4第4項  
三田市まちづくり基本条例第39条、第42条及び第46条

**【改正内容】** 次の附属機関を廃止する。

(1) 三田市まちづくり基本条例住民投票制度検討委員会

昨年度に8回の調査審議の後、平成26年4月28日に答申を受けた。その後、この答申を踏まえて、三田市にふさわしい住民投票制度のあり方についてさらに検討した結果、二元代表制が十分に機能している本市の現状から、地方自治法に基づく個別設置型で対応することとした。これにより委員会としての職務を終えた。

(2) 三田市まちづくり基本条例監査のあり方等委員会

オンブズパーソン制度の検討については、昨年度に5回の調査審議の後、平成25年11月21日に答申を受け、12月定例市議会に条例を提案・可決を経て、平成26年4月1日から施行している。

監査制度の充実に係る検討については、今年度6回の調査審議の後、平成27年2月26日に答申を受けた。

以上により委員会としての職務を終えた。

**【施行期日】** 公布の日

**【その他】** 当該条例の一部改正に伴い、関係する規則も廃止する。